

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分であり、表中の（）の記載は注記である。

改正後	改正前
<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日 改正 財関第 861 号 令和元年 6 月 27 日 <u>改正 財関第 407 号</u> <u>令和 3 年 5 月 31 日</u></p>	<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日 改正 財関第 861 号 令和元年 6 月 27 日</p>
<p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号</p>	<p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号</p>

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵閣第 1055 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の () の記載は注記である。

改正後	改正前
平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日 改正 生食発 0528 第 2 号 令和 3 年 5 月 28 日	平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日
食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領	食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領
1 用語の定義 (1)～(4) (省略) (5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)) 第 68 条 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。 ア～ウ (省略) (6)～(8) (省略) (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法 第 59 条 に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 95 条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。 (10)・(11) (省略)	1 用語の定義 (1)～(4) (同左) (5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)) 第 62 条 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。 ア～ウ (同左) (6)～(8) (同左) (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法 第 54 条 に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 95 条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。 (10)・(11) (同左)
2 (省略)	2 (同左)
3 届出の要否 (1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。 ア～ウ (省略) エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等 (ア)～(オ) (省略)	3 届出の要否 (1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。 ア～ウ (同左) エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等 (ア)～(オ) (同左)

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵閣第 1055 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の () の記載は注記である。

改正後	改正前
(カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の食品等 A 天皇及び内廷にある皇族の使用に供せられる貨物 B 本邦に来遊する外国の元首及びその家族等並びにその従者に属する貨物 C 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物及び外国公館の使用に供される貨物 D 国又は地方公共団体の設置する学校、博物館、研究所等の施設及び私立施設（関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 17 条）に陳列する標本等並びにこれらの施設の用に供せられる試験品 E 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設から送還される公用の貨物 F 國際的な規模で開催される運動競技会の参加外国選手等の用に供されるもの (キ) (省略) (2) 届出を要しない貨物について、輸入者からその旨の証明を求められた場合には、 <u>様式第 3 号</u> の検疫所確認欄に <u>様式第 4 号</u> の印を押印し、輸入者に交付するので、この印のあるものについては、届出を要しないものとして取り扱われたい。	(カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の食品等 A 天皇及び内廷にある皇族の使用に供せられる貨物 <u>(同表第 8 号)</u> B 本邦に来遊する外国の元首及びその家族等並びにその従者に属する貨物 <u>(同表第 9 号)</u> C 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物及び外国公館の使用に供される貨物 <u>(同表第 10 号)</u> D 国又は地方公共団体の設置する学校、博物館、研究所等の施設及び私立施設（関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 17 条）に陳列する標本等並びにこれらの施設の用に供せられる試験品 <u>(同表第 14 号)</u> E 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設から送還される公用の貨物 <u>(同表第 16 号)</u> F 國際的な規模で開催される運動競技会の参加外国選手等の用に供されるもの <u>(同表第 19 号の 2)</u> (キ) (同左) (2) 届出を要しない貨物について、輸入者からその旨の証明を求められた場合には、 <u>様式第 1 号</u> の検疫所確認欄に <u>様式第 2 号</u> の印を押印し、輸入者に交付するので、この印のあるものについては、届出を要しないものとして取り扱われたい。
4 通関の際の取扱い (1) 検査を行わないこととした場合 書類審査により検査を行わないこととした場合には、検疫所において届出書の写しに <u>様式第 5 号</u> の「輸入食品等届出済の印」（以下「届出済の印」という。）を押印したものを輸入者に返却するので、この印のあるものについては厚生労働大臣に対する届出が行われたものであるので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。 (2) 検査を行うこととした場合 ア モニタリング検査以外の行政検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」とともに、法第 28 条に基づく場合は <u>様式第 13 号</u> の「衛生検査実施」、法第 26 条に基づく場合は <u>様式第 8 号</u> の「命令検査実施」の印を押印し、検査の結果、食品衛生上問題のない場合には <u>様式第 19 号</u> の「合格」の印を押印したものを輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法 70 条の確認をされたい。	4 通関の際の取扱い (1) 検査を行わないこととした場合 書類審査により検査を行わないこととした場合には、検疫所において届出書の写しに <u>様式第 3 号</u> の「輸入食品等届出済の印」（以下「届出済の印」という。）を押印したものを輸入者に返却するので、この印のあるものについては厚生労働大臣に対する届出が行われたものであるので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。 (2) 検査を行うこととした場合 ア モニタリング検査以外の行政検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」とともに、法第 28 条に基づく場合は <u>様式第 4 号</u> の「衛生検査実施」、法第 26 条に基づく場合は <u>様式第 5 号</u> の「命令検査実施」の印を押印し、検査の結果、食品衛生上問題のない場合には <u>様式第 6 号</u> の「合格」の印を押印したものを輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法 70 条の確認をされたい。

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の()の記載は注記である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ウ 検査を行ったもののうち、法違反と判定された食品等については、 様式<u>第23号</u>「食品衛生法違反物件通知書」によって通知するので、関 税法第70条第3項に基づいて輸入の許可は与えられないようにされ た。</p> <p>また、輸入者に対しては、必要に応じて</p> <p>(ア) 積戻し又は廃棄すること。</p> <p>(イ) 食用以外の用途に使用すること。</p> <p>(ウ) 保税中に処理加工等を行い、食品衛生法上適法なものとするこ と。</p> <p>と、指示する。</p> <p>なお、輸入者が上記(イ)、(ウ)の措置を講ずることとした場合、検疫 所長から様式<u>第23号</u>の「食品衛生法違反物件通知書」とあわせて、(イ) の場合には様式<u>第24号</u>の「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」 を、(ウ)の場合には様式<u>第25号</u>の「輸入拒否条件解除確認連絡書」を 税関長あて連絡するので、関税法第70条の確認をされたい。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ウ 検査を行ったもののうち、法違反と判定された食品等については、 様式<u>第7号</u>「食品衛生法違反物件通知書」によって通知するので、関 税法第70条第3項に基づいて輸入の許可は与えられないようにされ た。</p> <p>また、輸入者に対しては、必要に応じて</p> <p>(ア) 積戻し又は廃棄すること。</p> <p>(イ) 食用以外の用途に使用すること。</p> <p>(ウ) 保税中に処理加工等を行い、食品衛生法上適法なものとするこ と。</p> <p>と、指示する。</p> <p>なお、輸入者が上記(イ)、(ウ)の措置を講ずることとした場合、検疫 所長から様式<u>第7号</u>の「食品衛生法違反物件通知書」とあわせて、(イ) の場合には様式<u>第8号</u>の「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」を、 (ウ)の場合には様式<u>第9号</u>の「輸入拒否条件解除確認連絡書」を税関長 あて連絡するので、関税法第70条の確認をされたい。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>5 保税地域内での検体の収去等</p> <p>(1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域 に立ち入り、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、 試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。</p> <p>なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式<u>第15号</u>の「見 本採取票」3通（税関用、採取者用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。</p> <p>また、見本収去等が行われた貨物について、様式<u>第16号</u>の「食品衛生 法第28条第1項（同法<u>第68条</u>第1項及び第3項において準用する場合 を含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>5 保税地域内での検体の収去等</p> <p>(1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域 に立ち入り、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、 試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。</p> <p>なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式<u>第10号</u>の「見 本採取票」3通（税関用、採取者用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。</p> <p>また、見本収去等が行われた貨物について、様式<u>第11号</u>の「食品衛生 法第28条第1項（同法<u>第62条</u>第1項及び第3項において準用する場合 を含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>6 届書の訂正</p> <p>届書事項に係る訂正については、検疫所において「検疫所確認済の印」を押 印し、その訂正を認めることとする。</p>	<p>6 届書の訂正</p> <p>届書事項に係る訂正については、<u>輸入者又は担当者等の訂正印をもって訂正</u> <u>させ、当該箇所については、</u>検疫所において「検疫所確認済の印」を押印し、 その訂正を認めることとする。</p>
<p>7 (省略)</p>	<p>7 (同左)</p>
別表1 食品等輸入届出受理機関一覧	別表1 食品等輸入届出受理機関一覧

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の()の記載は注記である。

改正後				改正前			
検疫所名	課(又は官)名	住所	担当区域	検疫所名	課(又は官)名	住所	担当区域
(省略) 那覇検疫所	(省略) 食品監視課	(省略) 〒900-0001 那覇市港町2- 11-1 那覇港湾合同庁 舎 〒901-0142 那覇市字鏡水 <u>150</u> 那覇空港旅客タ ーミナルビル3 階	(省略) 沖縄県(那覇空 港検疫所支所の 担当区域を除 く。) 沖縄県(那覇空 港に限る。)	(同左) 那覇検疫所	(同左) 食品監視課	(同左) 〒900-0001 那覇市港町2- 11-1 那覇港湾合同庁 舎 〒901-0142 那覇市字鏡水 <u>280</u> 那覇空港 <u>新国際</u> <u>線</u> 旅客ターミナ ルビル3階	(同左) 沖縄県(那覇空 港に限る。)
那覇空港検疫 所支所	検疫衛生・食品 監視			那覇空港検疫 所支所	検疫衛生・食品 監視		

様式第3号

検疫所長殿

年月日

輸入者住 所
〃 氏 名
〃 電話番号

確 認 願

個人使用
展示用
下記の貨物は 試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の
装飾用
その他 [備考欄に記載]

必要のない貨物であるので確認願います。

記

- ・品 名
- ・積込数量及び重量

様式第1号

検疫所長殿

年月日

輸入者住 所
〃 氏 名
〃 電話番号

印

確 認 願

個人使用
展示用
下記の貨物は 試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の
装飾用
その他 [備考欄に記載]

必要のない貨物であるので確認願います。

記

- ・品 名
- ・積込数量及び重量

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の()の記載は注記である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の名称又は 航空機の便名 ・到着年月日 (展示用又は試験研究用の場合に記入してください。) ・展示場所又は 試験所名、試験内容 ・残余貨物処理方法 ・備考 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の名称又は 航空機の便名 ・到着年月日 (展示用又は試験研究用の場合に記入してください。) ・展示場所又は 試験所名、試験内容 ・残余貨物処理方法 ・備考
検疫所確認欄	検疫所確認欄
様式第4号 (省略) 様式第5号 (省略) (削除) 様式第8号 (省略) <u>様式第13号</u> (省略) (削除) <u>様式第15号</u>	様式第2号 (同左) 様式第3号 (同左) 様式第4号 (省略) 様式第5号 (同左) (様式第4号) <u>様式第6号～様式第9号</u> (省略) <u>様式第10号</u>
見本採取票 整理番号 年月日 殿	整理番号 見本採取票 年月日 殿

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の()の記載は注記である。

改正後			改正前				
採取した貨物	検疫所食品衛生監視員 印		検疫所食品衛生監視員 印		食品衛生法第28条第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査のため採取したので通知します。		
	品名・銘柄		品名・銘柄				
積載船（機）名	入港年月日 年 月 日		積載船（機）名	入港年月日 年 月 日			
貯置場所	採取年月日 年 月 日		貯置場所	採取年月日 年 月 日			
B/L No.	申告番号		B/L No.	申告番号			
採取職員所属 氏名							
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返却	<input type="checkbox"/> 保存	<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> 返却	<input type="checkbox"/> 保存		
返却欄	申告者受取印	受取年月日		返却欄	申告者受取印		
備考							
(注) 太線枠内は税関職員記入欄							

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分であり、表中の()の記載は注記である。

改正後	改正前
<p>(用紙の大きさは、日本産業規格B列6番又はA列5番とする。)</p> <p><u>様式第16号</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; height: 100%;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> ← 9cm → </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> <p>食品衛生法第28条第1項（同法<u>第68条</u>第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に基づく</p> <p>取去 済の証 開梱 取去数量 年　月　日 ○ ○ 檢　疫　所</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ↑ 7cm ↓ </div> </div>	<p>(用紙の大きさは、日本産業規格B列6番又はA列5番とする。)</p> <p><u>様式第11号</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; height: 100%;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> ← 9cm → </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> <p>食品衛生法第28条第1項（同法<u>第62条</u>第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に基づく</p> <p>取去 済の証 開梱 取去数量 年　月　日 ○ ○ 檢　疫　所</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ↑ 7cm ↓ </div> </div>

この様式は緑色とし、字は黒色とすること。

様式第19号 (省略)
様式第23号 (省略)
様式第24号 (省略)
様式第25号 (省略)

この様式は緑色とし、字は黒色とすること。

(様式第6号)
(様式第7号)
(様式第8号)
(様式第9号)